

総合評価方式の透明性確保に関する改善策について

平成20年6月から新公共調達制度として条件付き一般競争入札を全面实施し、工事の品質確保と県内建設業界の健全な発展のため、予定価格3千万円以上の建設工事に「総合評価方式」を本格導入してまいりました。

平成21年2月からは、技術提案の評価された内容について、入札者から要請があった場合、当該入札者に対し口頭で説明してまいりました。

今後、総合評価方式の透明性を向上させるとともに、民間企業の技術力向上のため、下記のとおり改善策を実施します。

改 善 策 の 内 容

技術提案の評価結果に関する具体的な内容の通知

【改善内容】

技術提案の評価された内容について、総合評価を行った入札者に対し、落札者の決定を公表後、速やかに通知する。

改善ポイント (従来) 入札者からの要請に応じ口頭で説明



(今後) 総合評価を行った入札者へ文書で通知

【通知する評価項目】

- ・「標準型」における「具体の技術提案」
- ・「簡易型」※における「簡易な施工計画」

※現在は経済対策の観点から、予定価格5千万円以上1億円未満の工事（「簡易型」適用工事）については、「特別簡易型」を適用することにより、手続き期間を短縮して早期発注に努めている。

適用時期 平成22年6月1日以降公告分から適用する。